自分で守ろう、家族と地域

～自主防災組織　設置のススメ～

いつ発生するかわからない「噴火」・「洪水」・「地震」など、自然災害の発生に備えて、地域のみなさんが自主的に行動し安全を確保する。自主防災組織とは、これら活動の母体となる組織です。

美 瑛 町

１．自主防災組織とは

地域のみなさんが話し合い、いざという時に地域や近隣の人たちが避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難場所の運営などを行うために、共助の精神に基づき自主的に組織するのが「自主防災組織」です。

お年寄りや体が不自由な方など、一人（家族だけ）では早急に避難することが難しい方々をあらかじめ把握しておき、有事の際に安全に避難してもらうことが最も重要な活動となります。

また、災害のない平常時には、防災教室への参加や訓練の実施、広報活動など有事に備えた活動を行います。

２．自主防災組織の必要性

大災害が起こった場合、防災関係機関は、被害を最小限にとどめるよう総力をあげて防災活動に取り組みます（公助）。しかし、災害の規模が大きければ大きいほど、道路の寸断、建物の倒壊、断水や電力供給の停止、火災といった被害が同時に多発し、消防や警察などの公的機関による救護活動をすぐに行うことができない状況になることが考えられます。

そのような時、防災関係機関の手が届くまでの間、地域のみなさんが避難・救護・救出・消火などの行動に取組み、被害を最小限にとどめるようお互いに協力しあうこと（共助）が不可欠な状況となります。

平成７年１月１７日に発生した「阪神・淡路大震災」では、家屋倒壊によりおよそ３万５千人の方々が生き埋め状態となってしまいましたが、その内、およそ２万７千人の方々が地域住民の自主的な救助活動により救出されました。

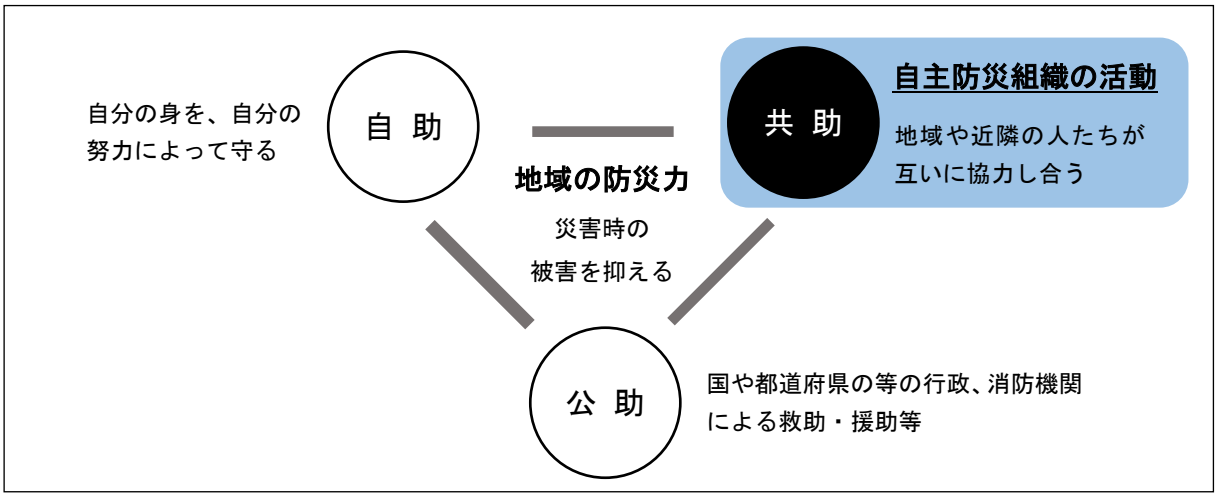

▲地域の防災力

「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができる。

3．自主防災組織の設置に向けて

（1）組織の規模

自主防災組織は、地域のみなさんによる自主的な組織です。住民同志の日常的なつながり、平常時の防災活動、災害時の避難行動等を考慮し、行政区または町内会をひとつの単位とすることが適当です（市街地区においては、町内会単位での設置が望ましいと考えます）。

（2）自主性のある組織とする

各々の行政区（町内会）に住む方々の安全を守ることを第一に考えた組織とすることが大切です。また、他の機関や団体により活動方針を左右されたり、制限を受けることはありません。

（3）継続的、実践的な組織とする

行政区（町内会）に住む方々の安全を守るため、災害発生時に十分機能する組織であることが求められることから、日常から地域の点検、訓練等に取り組むことが大切です。

4．自主防災組織の主な活動内容

（1）平常時の活動

	具体的な活動内容	備　　考
1．災害に備えるための活動	●避難が困難な方々を把握（名簿の作成等）	
2．災害による被害を防ぐための活動	●地域の危険個所の把握 ●地域の避難路、避難場所の把握 ●防災マップの作成	ハザードマップを再確認してみましょう。
3．災害時の活動習得	●消火訓練 ●避難訓練 ●防災教室、救命講習などへの積極的な参加	町内会行事に組み込むなど、行事の一環として実施することも可能です。
4．普及啓発活動・広報紙等の発行	●広報紙の発行 ●防災研修会の開催 ●火気器具の点検・整備の呼びかけ	町内会会報などに防災記事を掲載することも有効です。

（2）災害時の活動

	具体的な活動内容
1．情報収集・伝達活動	●被害情報・救護情報の収集と伝達 ●役場、消防、警察との連絡
2．初期消火活動	●消火器などによる消火活動
3．避難誘導活動	●避難が困難な方々を避難所へ誘導
4．救出救護活動	●医療機関への連絡 ●介助が必要な人への手助け
5．給食給水活動	●救援物資の受領、分配と炊き出しへの協力

5．自主防災組織結成の手順

自主防災祖組織は、地域のみなさんが組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。

一例として、下記に組織の設置について具体的な手順を紹介します。

自主防災組織の結成にについて、行政区（町内会）に提案する。

↓

組織設置準備を行う担当者を決める。

防災活動の知識がある人を選ぶのが望ましい。

↓

自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる。

① 組織のかたちの決定
② 組織の編成案の作成
③ 役員の人選
④ 規約案の作成
⑤ 活動計画案の作成

これらは、町から作成案を提供します。

↓

役員会等でよく話し合い、より良い案に修正する。

↓

行政区（町内会）の総会等で討議、決定する。

↓

自主防災組織の結成

結成後、町への報告をお願いします。

６．その他

（１）設立に係る補助金

組織設立に当たっては、設立に係る事務費として補助金を交付します（設立した初年度のみ）。

（２）「防災士」を取得し、地域の防災リーダーとして活躍してみませんか？

防災士とは、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者で、２日間の研修を受講（札幌市にて）し、資格取得試験に合格した後に認定されます。

防災士研修講座は「災害発生のしくみ」はもちろん、「身近でできる防災対策」「行政の災害対応」等、さまざまな角度から災害、そして防災に関して学ぶことができます。

資格を取得し、自主防災組織のリーダーとして活躍してみませんか？

町では、自主防災組織を設置された地域のリーダーを養成することを目的に、防災士の資格取得に要する受講料と札幌市までの JR 運賃、宿泊費を補助します。

※同年度内において１地区から１人まで、全町で数人への補助となります。
※防災士の資格取得に関しては、防災士研修センターホームページをご覧ください（http://www.bousaishi.net）。

【お問い合わせ】　美瑛町役場　総務課総務係
電　話：92−4316　ＦＡＸ：92−4414
メール：soumu@town.biei.hokkaido.jp

自主防災組織の基本的事項

① 組織のかたちの決定

・行政区や町内会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプが考えられます。
・どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち】

型	説　明	役員構成
重複型	行政区（町内会）の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	行政区（町内会）の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	行政区（町内会）の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	行政区（町内会）役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
別組織型	行政区（町内会）が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

② 組織の編成案の作成

・自主防災組織の一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。

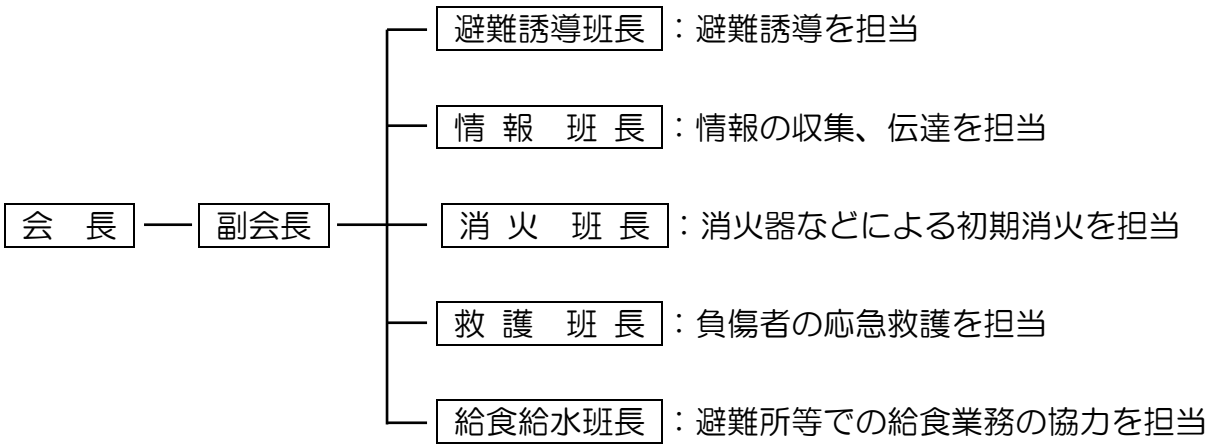

・地域の実情に応じ、上記以外の班を設置することも十分考えられます。

③　役員の人選

・組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員、特に班長には防災活動の知識がある人が望ましく、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。

④　規約案の作成

・自主防災組織が組織として活動するには、規約を定めることが必要です。
・規約を定める方法としては、次の２つの方法が考えられます。

1　新たに自主防災組織の規約を定める方法	2　既存の行政区（町内会）の規約を改正して対応する方法

・規約に盛り込むべき項目は次のとおりです。

１）組織の名称・目的　　２）事業の内容　　３）役員の選任方法・任期
４）会議（総会・役員会）　５）会員

⑤　活動計画案の作成

・年間活動計画の案をたてます。防災活動は多岐にわたりますので、できるところから少しずつ取り組みましょう。
・町内会や自治会の行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うことも取り組みやすい方法です。

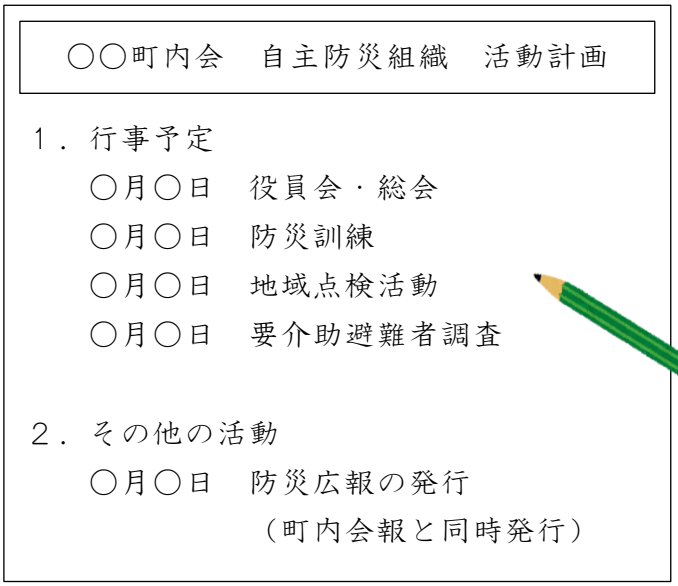

○○町内会　自主防災組織　活動計画

１．行事予定
　○月○日　役員会・総会
　○月○日　防災訓練
　○月○日　地域点検活動
　○月○日　要介助避難者調査

２．その他の活動
　○月○日　防災広報の発行
　　（町内会報と同時発行）

災害が発生したときは（率先して避難する気持ち）
空振りを恐れない＝無事で良かったと思える
役場から災害の程度により「避難準備」「避難勧告」「避難指示」を発令します。

噴火

白金地区：十勝岳砂防情報センターに避難してください。

美沢地区：それぞれの地域の高台にある、指定避難所に避難してください。

その他の地区：泥流が発生した場合、美瑛川を沿って市街地へ流れる恐れがあります。美瑛川の河川から離れてください。不安を感じる場合は、町民センターや各学校など町が指定する避難所に避難してください。

水害

河川付近の地区は、町が指定する避難所に避難してください。

すでに道路や庭先が浸水をはじめているとき、夜間で見通しがきかない時などは、むやみに避難せず、家の２階以上の階に避難することが有効です（垂直避難）。

地震などで火災・家屋倒壊があった場合

消防に通報するとともに、近隣に住んでいる方に声をかける。

初期段階の火災であれば初期消火を試みる。

〇メリット

行政区単位で、必要資材購入の補助（懐中電灯など）※行政区会館備品購入補助の拡充

防災士資格取得補助（ひとづくり育成事業を活用）

まちとしては、全行政区に組織化をお願いしたいところ

法的根拠　災害対策基本法、町は努力しなければならない